

ケアプランの軽微な変更の取扱いについて

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（解釈通知^{*1}）に「利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、担当職員が基準第13条第三号から第十一号に掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。」とあり、これに該当する場合は、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を省略することができます。

なお、介護予防サービス計画の軽微な変更についても、居宅サービス計画と同じ取扱いとします。

1 軽微な変更の判断基準

居宅介護支援の場合は、令和3年3月31日付「居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて」（介護保険最新情報vol.959）により厚生労働省が事例を示しております。

そこで居宅サービス計画で軽微な変更を行える場合は、利用者の状態に変化がないことが前提で、「援助の方針・方向性が変更にならない程度のもの」である。

*利用者の状態に変化がないことの取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意を前提とします。

その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）の「課題分析標準項目（別添）」等のうち、例えば、

- ・「健康状態（既往歴、主傷病、病状、痛み等）」
- ・「ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）」
- ・「IADL（調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等）」
- ・「日常の意思決定を行うための認知能力の程度」
- ・「意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーション」
- ・「社会との関わり（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）」
- ・「排尿・排便（失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など）」
- ・「褥瘡・皮膚の問題（褥瘡の程度、皮膚の清潔状況等）」
- ・「口腔衛生（歯・口腔内の状態や口腔衛生）」
- ・「食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）」
- ・「行動・心理症状（BPSD）（妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等）」等を総合的に勘案し、判断すべきものです。

軽微な変更の判断基準は、国の通知において例示されている内容に準じて、軽微な変更の取扱いを示します。

以下はあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものです。

- (1) サービス提供の曜日変更
利用者の都合などにより臨時的・一時的に曜日の変更に至った場合。
- (2) サービス提供の回数変更
同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減の場合（単一のサービス種別における週1回程度の回数の増減の場合）。
ただし、複数のサービス種別において回数の増減があった場合は、軽微な変更と判断しない。
- (3) 利用者の住所変更
利用者の居所は変更しないが住民登録だけ変更する場合で同居者や支援者等生活環境等 変化がない場合。
- (4) 事業所の名称変更
事業所の運営法人や従業者に変更がなく、単に事業所の名称が変わる場合（事業所番号に変更がない場合）。
- (5) 目標期間の延長
利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更もない場合で、短期目標の期間を延長する場合。
- (6) 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合
福祉用具で同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。
- (7) 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更
サービス事業所の休止・廃止や事業所都合等によりサービス事業所を変更する場合。
- (8) 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
解決すべき課題や目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合。
- (9) 担当介護支援専門員の変更
同一の居宅介護支援事業所における介護支援専門員の変更の場合で、新しい担当者が利用者と同面識を有しており、情報の共有、利用者についての共通理解ができている場合。

2 軽微な変更で省略できる業務と手順について

- (1) 省略できる業務（一部抜粋）（運営基準^{※2}第13条第3号から第11号に掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）
 - 第6号 解決すべき課題の把握
 - 第8号 居宅サービス計画原案の作成
 - 第9号 サービス担当者会議の開催
 - 第10号 利用者又は家族に対して説明、利用者の同意
 - 第11号 利用者及びサービス事業所へ居宅サービス計画の交付

(2) 軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順

- ① 軽微な変更と判断した根拠、変更する日時と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法を支援経過記録に記録する。
- ② 居宅サービス計画の変更部分について、見え消し二重線で訂正し、付近に新たな内容を記載する。
※ 居宅サービス計画の差し替えは不要。利用者分の居宅サービス計画の修正は、後日訪問時等に行う。
- ③ サービス事業者へ軽微な変更を行った旨を連絡する。(変更した居宅サービス計画書の再交付は任意)
※ 必要に応じてサービス担当者会議を開催する。
なお、この場合も、全事業所を招集する必要はなく、照会等により意見を求める事ができる。

※ 軽微な変更該当するか判断がつかない場合には、個別に対応しますので御相談ください。

〈参考〉

- ※1 平成11年7月29日老企第22号(介護予防支援は、平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号)
- ※2 平成11年3月31日厚生省令第38号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(介護予防支援は、平成18年3月14日厚生労働省令第37号「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第30条第三号から第十二号)